

社会福祉法人南山城学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南山城学園（以下「法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。あわせて、評議員選任・解任委員の報酬について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事長および常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。
報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与および退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員および評議員については、業務に応じた報酬を支給する。
- (3) 前号の場合において、非常勤役員（理事）が職員を兼務する場合は報酬を支給しない。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 本条第1項第1号に定める報酬を支給する者に対しては、職員給与規程第18条に基づく管理職手当の支給対象となる場合でも、管理職手当は支給しない。
- 4 常勤役員に対する退職手当は、常勤役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の常勤役員の報酬月額は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 各々の常勤役員の報酬月額は、常勤役員俸給表のうちから、理事会の承認を得て決定する。
- 3 常勤役員の賞与は、報酬月額に職員給与規程別表Vに定める総合職の期末勤勉手当の支給月数を乗じた額とする。
- 4 常勤役員の退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額とする。
- 5 非常勤役員、評議員および評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表第3に定める額とする。
- 6 本条第2項、第3項および第5項に定める報酬と賞与の合計額は、評議員会で定める報酬額の合計を超えないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第3条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、職員給与規程に定める期末手当および勤勉手当の支給方法に準ずる。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員、評議員および評議員選任・解任委員に対する報酬は、会議出席などの業務の都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 法人は、役員および評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。ただし、常勤役員が職員を兼ねる場合は、併給しない。
- 3 役員等および評議員選任・解任委員には、会議出席、その他出張に要する旅費を、別表第4に基づいて支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

本規程の施行に伴い、「法人役員 給与・旅費等の規程」および「評議員 報酬・旅費等に関する規程」は廃止する。

別表第1 (常勤役員俸給表)

号	月額(円)
1	50,000
2	75,000
3	100,000
4	125,000
5	150,000
6	175,000
7	200,000
8	250,000
9	300,000
10	350,000
11	400,000
12	450,000
13	500,000
14	600,000
15	700,000
16	800,000
17	900,000
18	1,000,000
19	1,100,000
20	1,200,000
21	1,300,000
22	1,400,000
23	1,500,000
24	1,600,000

別表第2（常勤役員の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数（※1）×功績倍率（※2）

※ 1 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月末満は1か月に切り上げる。

※ 2 功績倍率

理事長	3.0
常務理事	2.0

別表第3（非常勤役員、評議員および評議員選任・解任委員の報酬）

(1) 理事（非常勤理事のうち、職員を兼務しない者）

	日額
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人業務のための出勤	20,000円以内

(2) 監事

	日額
理事会、監事監査等会議への出席	20,000円
上記の他、法人業務のための出勤	20,000円以内

(3) 評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人業務のための出勤	20,000円以内

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	20,000円
上記の他、法人業務のための出勤	20,000円以内

別表第4（出張旅費）

項目	金額等	適用
交通費	実費	目的地に応じてグリーン車、航空機を利用 自家用車の場合は、職員に準じて支給
宿泊費	一泊12,000円 (ただし宿泊先指定の場合は実費)	食事なしの宿泊に関しては、朝食1,000円、夕食2,000円を支給する。
日当	日額 5,000円	